

芦北町	平成16年 6月15日	午前10時から 正午まで	JA あしきた吉尾支所	条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
芦北町	平成16年 6月15日	午後1時半から 午後3時まで	芦北町役場大野出張所	
芦北町	平成16年 6月16日	午前10時から 正午まで	芦北町福祉センター	
芦北町	平成16年 6月16日	午後1時半から 午後3時まで	芦北町社会教育センター	
芦北町	平成16年 6月17日	午前10時から 午後3時まで	芦北町社会教育センター	
津奈木町	平成16年 6月21日	午前10時から 午後4時まで	農業就業改善センター	
水俣市	平成16年 6月22日	午前9時から正 午まで	久木野愛林館	
水俣市	平成16年 6月22日	午後1時半から 午後4時まで	JA あしきた東部支所	
水俣市	平成16年 6月23日	午前9時から正 午まで	湯の鶴温泉保健センター	
水俣市	平成16年 6月23日	午後1時半から 午後4時まで	水俣市総合体育館	
水俣市	平成16年 6月24日	午前9時から午 後4時まで	水俣市総合体育館	
水俣市	平成16年 6月25日	午前9時から午 後3時まで	水俣市総合体育館	

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成16年6月14日から 平成16年7月31日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定めるものにおいて、その計量器の所在場所

熊本県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年5月10日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年5月10日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	上漆田東 間下線	人吉市下漆田町字小原 2987番5地先から 同所 字新領 2963番7地先まで	前	5.0 ～ 13.6	55.6	単道改
			後	5.1 ～ 23.2		

2 区域変更する期日 平成16年5月10日

熊本県告示第485号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）